

関係者各位

国土交通省が施行する松山広域都市計画道路事業一・四・一号自動車専用松山外環状線について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十九条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定に基づく収用又は使用の手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆さんに、次の事項をお知らせします。

記

- 一 収用又は使用の手続開始の告示年月日及び起業地
別記のとおり
- 二 土地価格の固定について
起業地については、収用又は使用の手続開始の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。ただし、都市計画法第七十一条の規定により、手続開始の告示のあった日から一年以内に収用又は使用の裁決の申請がないときは、その時点で土地収用法第二十六条第一項（同法第三百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示があったものとみなされることとなるため、その場合は、土地価格についてもその時点で改めて固定されることとなります。（みなされた事業の認定の告示の日から一年以内に収用又は使用の裁決の申請がないときも同様となります。）
- 三 補償を受けられる者の範囲について
土地所有者以外の者で収用又は使用の手続開始の告示のあった日以後に新たに権利を取得した者は、既存の権利を承継した場合を除き、損失の補償を受けることはできません。
また、裁決申請後に裁決手続開始決定登記がされた権利を承継した者は、特別な場合を除き、損失の補償を受けることはできません。
- 四 補償の制限について
土地所有者又は関係人は、起業地について都市計画事業の事業承認の告示があった平成二十一年十一月二十日以後において、土地の形質を変更したり、工作物を新築等したり、又は物件を付加増置したりしたときは、都市計画法第六十五条第一項の規定により、あらかじめ松山市長の承認を得た場合を除き、これに関する損失の補償を請求することはできません。
- 五 裁決の申請の請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について、国土交通省四国地方整備局長に対し、裁決の申請をするよう請求することができます。
- 六 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、国土交通省四国地方整備局長に対し、土地及び土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することができます。
- 七 明渡裁決の申立てについて
土地所有者及び関係人からも、直接愛媛県収用委員会あてに明渡裁決の申立てをすることができます。

八 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「補償等についてのお知らせ」を国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所用地第二課及び松山市都市整備部用地課において配布いたします。

九 その他不明な点については、愛媛県松山市土居田町七九七番地二所在の国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所用地第二課にご照会ください。

電話（〇八九）九七二―〇〇三七

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所

別記

収用又は使用の手続開始の告示年月日及び起業地

・平成二十四年十月二日付け愛媛県告示第一二一六号

イ 収用の部分

愛媛県松山市余戸南三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

（注）起業地を表示する図面は、松山市都市整備部道路建設課でご覧いただけます。